

仕 様 書

1 委託業務名

令和4年度不妊・不育等相談事業「にんしんホッとナビ」のインターネットを活用した広告掲載業務

2 委託業務の内容

(1) 広告の作成・出稿

本事業の特性を理解したうえで、認知向上、利用者の拡大等において効果的・効率的なPRが可能となる広告手法（ターゲティング方法等）及び広告文等を提案・作成し、本市の承認のうえ出稿すること。

(2) 月次報告

事業開始翌月以降、各月10日までに、前月分の掲載実績、効果測定、分析状況を分かりやすく示した月次報告書を提出し、報告すること。

その報告を踏まえて、適宜、実施内容についての改善の提案を行い、月次報告提出以降に実施予定の広告掲載に反映すること。

なお、必要に応じて、その回数及び内容等について、協議の上変更することがある。

(3) 完了報告

事業完了後に、掲載実績、効果測定等を分かりやすく示した完了報告書を提出すること。

3 委託金額の範囲

「2 委託業務の内容」に記載した全ての業務（業務の提供に当たり発生する全ての費用の合計金額とする。）。したがって、追加費用は一切請求できない。なお、実施する広告の件数及び規模にかかわらず、見積書で提示した全額を、提示する案件のPRに最大限活用すること。

4 支払方法

委託業務の終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

5 その他

(1) 本業務を開始するに当たっては、本市と事前に十分な調整を行うこと。

(2) 受託者は、履行期限内に円滑に事務が進められるよう、十分な体制で臨むこと。また、計画的な事務の推進のため、工程表を作成し、本市の確認を受けること。

(3) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、本市に全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）を無償で譲渡するもの

とする。

- (4) 受託者は、本業務の実施のために創作した著作物について、委託期間終了後、著作
者人格権の行使はしないものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議し、その
決定に従うこと。
- (6) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た秘密を第三者に
漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本市の文書による承認を得なければ、契約に係る義務の履行を第三者に
委託し（以下「再委託」という。）、契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は契約に係
る義務を第三者に継承させてはならない。また、再委託の内容が一括再委託に該当す
ると判断される場合には、本市は再委託について承認しない。